

平成21年2月4日

## 魅力ある文化芸術のまちへ

東大阪市民文化協議会が提言

『(仮称)東大阪市文化芸術振興条例』の制定に向けて、東大阪市民文化協議会から条例制定についての提言が、野田市長に提出されました。

協議会(会長・帝塚山大学教授 中川幾郎さん)では、厳しい社会情勢の中においても、なお強い生命力に満ちた東大阪市の可能性を信じて、次代に残すべき未来像、そのための仕組みとしての条例制定について議論されました。

同条例は、文化芸術活動に対する財政的な支援措置や審議会などによる政策形成過程への市民参加の法的根拠になるとともに、さまざまな文化資源を活用した個性的な地域を創造する、魅力と誇りある文化芸術のまち東大阪を実現するための法的基盤となるものです。

東大阪市ではこの提言をふまえ、条例制定に向けて取り組んでまいります。

提言提出の様子 (左:中川会長、右:野田市長)

